

第 12 回テンサイシストセンチュウ対策検討会議 (令和 7 年 4 月 24 日)

本会議においては、国内で確認されているテンサイシストセンチュウ（Hs）について、令和 6 年度に実施した取組の結果及び今後の対応について検討が行われ、以下の対応とすることが妥当とされた。

I. 令和 6 年度の取組結果

1. 防除区域への追加

令和 5 年度に地区内全体の Hs の発生状況が把握できた長野県南佐久郡南牧村野辺山について、令和 6 年 6 月に緊急防除の防除区域に追加。

2. Hs の確認状況

(1) 長野県諏訪郡原村

中新田及びその周辺において、ブロッコリー等の栽培ほ場での生育不良の報告等に基づく調査の結果、32 ほ場で新たに Hs を確認。

(2) 長野県南佐久郡南牧村

これまで Hs が確認されていない 1 地区において、ハクサイの栽培ほ場での生育不良の報告に基づく調査及びその後の発生範囲の特定調査において、5 ほ場で新たに Hs を確認。

(3) 長野県南佐久郡川上村

Hs 確認ほ場に関連するほ場の調査の過程で、これまで Hs が確認されていない 1 地区 2 ほ場で新たに Hs を確認。

(4) 山梨県北杜市

令和 5 年度に地区内の一部のほ場で Hs が新たに確認された 3 地区において、発生範囲の特定調査を進めた結果、これまでに Hs が確認されたほ場の関連ほ場 1 ほ場で Hs を確認。

3. Hs 確認ほ場の防除実績

Hs 確認ほ場における防除として、D-D 剤による土壌消毒を実施。

(1) 長野県諏訪郡原村及び茅野市

令和５年度末時点で Hs が検出限界以下となっていなかった 12 ほ場（原村 11 ほ場、茅野市 1 ほ場）について防除を実施した結果、全てのほ場で Hs 密度が検出限界以下となったことを確認。

また、令和６年度に新たに Hs が確認されたほ場のうち、22 ほ場について防除を実施した結果、8 ほ場で Hs が検出限界以下となったことを確認。

（２）長野県南佐久郡川上村

令和５年度末時点で検出限界以下となっていなかった樋澤の 1 ほ場について防除を実施した結果、検出限界以下となったことを確認。

これにより、同地域内の全ての Hs 確認ほ場で検出限界以下となったことを確認。

（３）長野県南佐久郡南牧村

令和５年度末時点で検出限界以下となっていなかった 34 ほ場（平沢 11 ほ場、野辺山 23 ほ場）について防除を実施した結果、29 ほ場（平沢 10 ほ場、野辺山 19 ほ場）で検出限界以下となったことを確認。

また、令和６年度に新たに Hs が確認された 1 地区内の 5 ほ場のうち、2 ほ場について防除を実施した結果、1 ほ場で検出限界以下となったことを確認。

（４）山梨県北杜市

令和５年度末時点で検出限界以下となっていなかった 6 地区内の 9 ほ場について防除を実施した結果、3 地区内の 4 ほ場で Hs が検出限界以下となったことを確認。

4. 防除効果確認調査

防除により検出限界以下となったことが確認された後、寄主植物の栽培が再開されたほ場において、農薬、捕獲作物及び輪作等の対策を組み合わせることにより、Hs 密度が検出限界以下に維持されていることを確認する調査を実施。

（１）長野県諏訪郡原村等

60 ほ場について調査を実施した結果、44 ほ場で検出限界以下に

維持されていることを確認した一方、16 ほ場で Hs を再び検出。

(2) 長野県南佐久郡川上村

樋澤 3 ほ場について調査を実施した結果、全てのほ場で検出限界以下に維持されていることを確認。

(3) 長野県南佐久郡南牧村

54 ほ場（平沢 43 ほ場、野辺山 11 ほ場）について調査を実施した結果、32 ほ場（平沢 27 ほ場、野辺山 5 ほ場）で検出限界以下に維持されていることを確認した一方、22 ほ場（平沢 16 ほ場、野辺山 6 ほ場）で Hs を再び検出。

(4) 山梨県北杜市

4 地区内の 13 ほ場について調査を実施した結果、3 地区内の 5 ほ場で検出限界以下に維持されていることを確認した一方、2 地区内の 8 ほ場で Hs を再び検出。

5. 輪作を前提とした防除体系の確立に向けた実証試験

原村等において、令和 4 年度から実施している実証試験に関して、令和 5 年度に基本的に非寄主植物を作付けした 11 ほ場について、令和 6 年度の寄主植物の栽培終了後に調査した結果、全てのほ場において Hs は検出されず、当該試験で設計した防除体系の下で検出限界以下の状態が維持されていることを確認。

6. 侵入原因の特定調査

長野県南佐久郡南牧村野辺山に Hs が侵入した原因を特定するため、植物防疫所が長野県と連携して、Hs の発生地域からの寄主植物の持ち込みの有無等について、現地関係者等から聞き取り調査を実施したが、侵入原因の特定に至るような情報は得られなかった。

7. Hs の再発生を抑制するための取組

長野県では、検出限界以下が確認されたほ場において Hs が再発生しないよう、現地での通常の営農において取り組むべき対策（輪作等）について生産者への指導を実施。

Ⅱ. 令和 7 年度の防除対策等

1. 緊急防除の実施

(1) 長野県

原村中新田並びに南牧村平沢及び野辺山については、引き続き、緊急防除の防除区域として防除等を実施。

また、令和 6 年度に新たに Hs が確認された南牧村の 1 地区について、同地区内の発生範囲の特定調査は未了であるが、同年度内に調査を実施した範囲での Hs の確認状況に鑑み、緊急防除の防除区域に追加。

川上村樋澤については、Hs が確認された全てのほ場で検出限界以下となったことから、緊急防除の防除区域から除外。

(2) 山梨県北杜市

当該地域については、

- ・ これまでの発生範囲の特定調査の結果、新たに Hs が確認されたほ場は 1 ほ場のみであること、
 - ・ 当該 1 ほ場を含め、Hs が確認された全てのほ場の関連性が明らかであること、
 - ・ 水稻等の非寄主植物の栽培が盛んな地域であり、Hs 確認ほ場から周辺へまん延し増殖するリスクは低いと考えられること、
- 等から、引き続き、緊急防除の防除区域へは追加せず防除等を実施。

2. Hs 検出ほ場の防除（D-D 剤による土壌消毒）

令和 6 年度末時点で Hs が検出限界以下となっていないほ場及び令和 7 年度に新たに Hs が確認されたほ場において、これまでと同様に防除を実施。

3. まん延防止対策

防除区域及び防除区域以外で Hs が確認された地区並びにその周辺地区の生産者に対し、農機具等に付着する土壌の除去等の土壌分散防止措置の実施を徹底するよう県から指導。

4. Hs の発生・再発生を抑制するための取組の地域への普及

輪作等の Hs の再発生を抑制する取組について、防除区域及び防除区域以外で Hs が確認された地区並びにその周辺地区、特に、検出限界以下が確認されたほ場において積極的に取組が進むよう、県から生産者や JA に説明し、普及を進める。

5. 再発生ほ場の対応

令和 6 年度の防除効果確認調査では、寄主植物の栽培により約 3 割のほ場で Hs が再び検出されており、現地では、輪作等の Hs の再発生を抑制する取組の実施が急務。

この取組の普及を加速させていくためにも、取組を実施していないほ場で再び発生が確認された場合の対応について、今後、検討する。

6. 発生範囲の特定調査

令和 6 年度に Hs が新たに確認された長野県南佐久郡南牧村の 1 地区については、令和 6 年度に土壌を採取できなかったほ場の調査を引き続き実施。また、川上村の 1 地区においても、発生範囲の特定調査を実施。

Ⅲ. 令和 7 年度以降の調査

1. 今後の調査の考え方

- (1) 令和 6 年度、長野県では、防除区域及びその周辺地区において、生育不良等により新たに Hs が確認される事例が散見。このことを踏まえれば、今後、これまでに Hs が確認されていない地区においても Hs が新たに確認される可能性が高い状況。
- (2) このため、今後は、従前の、発生が確認された地区内での発生ほ場の特定調査を中心とした調査から移行し、Hs が確認される可能性の高い地区等を対象に、広範囲の調査を優先的に実施し、あらためて Hs の発生範囲を明らかにする必要。

2. 今後の調査方針

- (1) 長野県においては、これまでの発生状況等から Hs が新たに確認される可能性が高いと推察される、
 - ① これまでの防除区域及び防除区域以外で Hs が確認された地区に隣接（外側）する地区
 - ② 発生ほ場の関連ほ場の周辺（隣接）ほ場

③ 防除区域及び防除区域以外で Hs が確認された地区の未発生ほ場の関連ほ場

を対象に、寄主植物の生育不良調査、土壌検診、植物検診を組み合わせ調査を実施。

- (2) 山梨県においては、これまでの発生範囲の特定調査の結果、発生ほ場の関連性が明らかであるため、長野県で実施する上記の調査は実施せず、これまでに Hs が確認された地区及びその周辺地区において、寄主植物の生育不良の有無のモニタリングを実施。